

第 3 回 千早赤阪水道事業料金検討部会

水道料金の検討について

令和 3 年 7 月

目 次

1	施設整備計画	1
1.1	千早赤阪水道事業の整備計画の概要	1
1.2	村内連絡管の整備	1
1.3	岩井谷浄水場について	2
1.3.1	岩井谷浄水場の課題	2
1.3.2	岩井谷浄水場を廃止して村内連絡管を整備するメリット・効果	2
1.3.3	コスト比較の詳細	3
1.3.4	水源状況の詳細	6
2	必要な料金水準	7
2.1	料金改定の条件	7
2.2	基本方針	7
2.3	収益的収支の試算条件	8
2.4	資本的収支の試算条件	9
2.5	財政シミュレーション	10
2.5.1	シミュレーションケースの設定	10
2.5.2	シミュレーション結果	11

1 施設整備計画

1.1 千早赤阪水道事業の整備計画の概要

千早赤阪水道事業については、平成 26 年度から企業団と千早赤阪村とで統合に係る検討協議を開始し、その中で岩井谷浄水場のあり方や施設整備の方針等について検討を行った。その結果、平成 27 年度に、同浄水場を廃止し村内連絡管を整備する計画を含めた統合案を決定し、平成 29 年度から企業団が事業を承継し運営している。

千早赤阪水道事業の料金改定にあたり、統合案に基づき現在進めている村内連絡管の整備について、以下に示す。

1.2 村内連絡管の整備

岩井谷浄水場は、村内の 67.2% に給水を行っている主要な浄水場となっている。

今回の整備事業は、岩井谷浄水場を廃止のうえ新たに小吹台地区において水道用水を受水し、現在岩井谷浄水場から給水するエリア全域に給水するとともに、既存水道用水供給エリアのバックアップとして川野辺受水場までの連絡管を整備するものである。

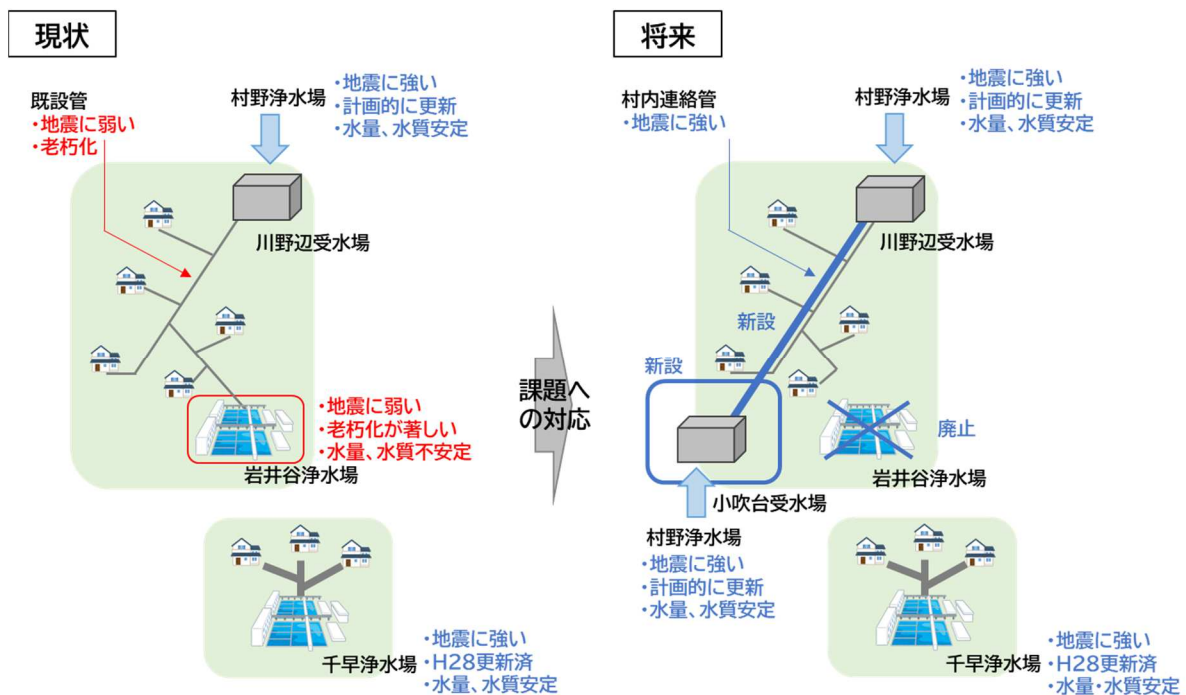


図 1-1 整備計画イメージ図

1.3 岩井谷浄水場について

1.3.1 岩井谷浄水場の課題

岩井谷浄水場は以下の課題を抱えており、これらの課題に対応するため、岩井谷浄水場を廃止して村内連絡管を整備する計画である。

- ・ 降雨があると濁りが発生し、状況によっては取水を停止する必要がある。
- ・ 岩井谷浄水場は水源が不安定であり、毎年水量不足が生じている。
- ・ 過去において、原水からジアルジアが検出されたため、大阪府から「水道水源の汚染レベル」が最も高いレベル4に指定されており、膜処理などの対策が必要。
- ・ 現状の岩井谷浄水場は老朽化が著しく、延命化に伴う補修工事や耐震補強を行うにも既存の施設図面（構造図や配筋図など）がないためこれらの対応も困難。
- ・ 延命化や耐震補強を行うにあたっては工事期間中浄水場を停止する必要があるが、バックアップの水源もないため浄水場の停止は困難。
- ・ 運転管理委託受託者の確保が困難。

1.3.2 岩井谷浄水場を廃止して村内連絡管を整備するメリット・効果

岩井谷浄水場を廃止して村内連絡管を整備することのメリット・効果は以下のとおりである。

- ・ 濁水や渇水の影響がほとんどなく、安定給水の確保が可能
- ・ 整備費用の削減
(村内連絡管の整備は大阪府の補助金を活用できることから、事業費の約 2/3 の費用で整備が可能となる。)
- ・ 更新費用の削減
(村内連絡管は、更新基準年数が 80 年と長く、一部電気機械設備を除き 80 年後に更新費用が必要となるが、電気機械設備を主体とする浄水場の更新は 24 年から 25 年で同額程度の費用が必要となる。)
- ・ 維持管理費用の削減
(村内連絡管を整備した場合、水道用水の受水に係る費用（受水費）は増加するものの、浄水場を更新した場合の膜交換などの保守、修繕費用や浄水場に係る運転管理委託が不要となるため、年間約 1,200 万円安価となる。)
- ・ 基幹管路の耐震適合率が向上
(村内連絡管整備により、7.2% ⇒ 47.6%に向上し、類似団体平均並みとなる。)
- ・ 災害時における給水の確保
(村内連絡管が、保健センターなど村内の指定避難所沿いに布設されるため、災害時においても給水が可能となる。)

1.3.3 コスト比較の詳細

岩井谷浄水場を建替えて使用する場合（岩井谷浄水場建替）と村内連絡管を整備する場合（村内連絡管整備）について、更新直後となる令和9年度における水需要を基にコスト比較を行う。

なお、岩井谷浄水場建替に当たっては、水質課題への対応や維持管理を考慮して、千早浄水場と同様の膜ろ過施設とする。

(1) 整備費用

岩井谷浄水場建替、村内連絡管整備において、それぞれ必要な整備費用。

岩井谷浄水場建替に必要な費用は約11.1億円である。

一方、村内連絡管整備に必要な費用は約12.9億円となるが、村内連絡管整備では約4.6億円の大阪府の補助金が活用できるため、岩井谷浄水場建替に比較して約2.8億円の費用削減が可能となる。

表 1-1 整備費用の比較

単位：千円

項目	岩井谷浄水場建替※	村内連絡管整備		備考
土木	168,480		188,860	
建築	55,080		0	
電気	220,598	執行済	39,539	
			39,705	
機械	661,792		37,479	
管路	0	執行済	249,664	
			730,503	
小計	1,105,950		1,285,750	
補助金	—	受領済	▲ 115,347	約1/3
			▲ 343,600	
計	1,105,950		826,803	差額：約2.8億円

※建替え用地の確保等を考慮すると現実的ではないが、費用比較のため建替えを仮定して算定

(2) 更新費用

管路の更新基準年数である 80 年間で必要となる更新費用。

岩井谷浄水場建替に必要となる費用は約 28.8 億円である。

一方、村内連絡管整備に必要となる費用は約 5.4 億円である。

村内連絡管整備では、岩井谷浄水場建替に比較して約 23.4 億円の更新費用の削減が可能となる。

これは、管工事を主要な事業とする村内連絡管整備と比較し、電気・機械設備工事が主な事業となる岩井谷浄水場建替では、電気・機械設備の更新基準年数が短い
ため、複数回の更新が必要になるためである。

表 1-2 更新費用の比較 (80 年)

単位：千円

項目	岩井谷浄水場建替	村内連絡管整備	更新基準年数
土木	171,600	188,860	73年
建築	56,100	0	70年
電気	663,300	237,732	25年
機械	1,989,900	112,437	24年
管路	0	0	80年
計	2,880,900	539,029	差額：約23.4億円

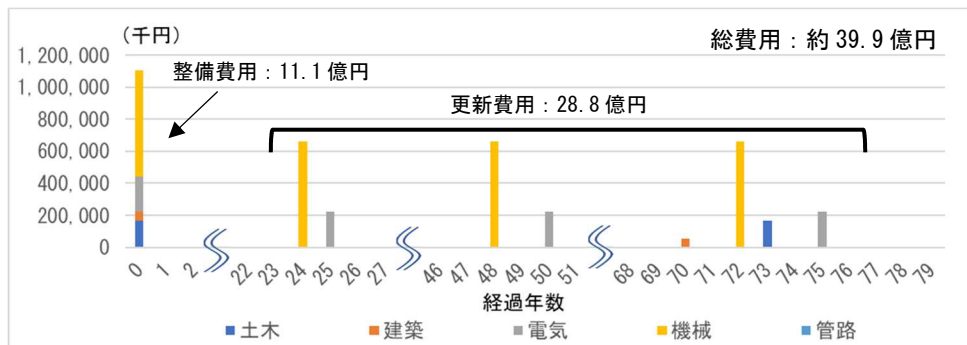


図 1-2 岩井谷浄水場建替

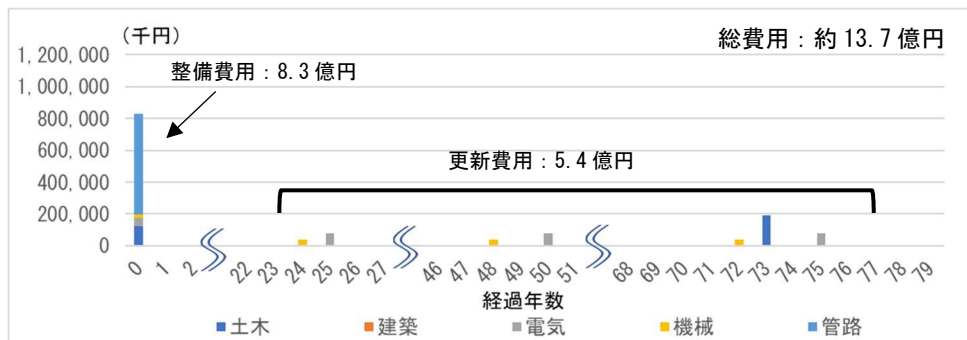


図 1-3 村内連絡管整備

表 1-3 企業団における法定耐用年数と更新基準年数の考え方（水道事業）

項目		法定耐用年数	更新基準年数※	
構造物及び設備	建築	50年	70年（1.40倍）	
	土木	60年	73年（1.22倍）	
	電気	20年	25年（1.25倍）	
	機械	15年	24年（1.60倍）	
	計装	10年	21年（2.10倍）	
管路	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	40年	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下
			導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下
			導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下
			導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下
			導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下
			導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下	導水管・送水管・配水管φ350以上 配水管φ300以下

※更新基準年数は、厚生労働省「アセットマネジメント簡易支援ツール」の実使用年限に基づく更新基準の設定例に準拠

(3) 維持管理費用

村内連絡管を整備した場合、水道用水の受水に係る費用（受水費）は増加するものの、岩井谷浄水場建替の場合の膜交換費用や浄水場に係る運転管理委託が不要となるため、年間約1,200万円安価となる。

表 1-4 維持管理費用の比較

単位：千円／年

項目	岩井谷浄水場建替※	村内連絡管整備	備考
維持管理費	31,631	20,829	
維持管理費内訳	動力費	3,468	3,313
	修繕費	7,842	6,797
	薬品費	688	50
	委託料	17,265	7,682
	その他	2,368	2,987
減価償却費	105,035	80,190	
受水費	11,753	36,102	
計	148,419	137,121	差額：約1,200万円

※原水水質を考慮すると膜交換頻度が多くなり、更に費用が高額になる可能性が高い

1.3.4 水源状況の詳細

岩井谷浄水場の水源状況（水質、水量）の詳細を以下に示す。

(1) 水質

- ・過去において、原水からジアルジアが検出されたため、大阪府から「水道水源の汚染レベル」が最も高いレベル4に指定されている。
- ・雨天時は、天気予報などに基づき運転管理委託受託者が浄水場に緊急出動し状況を確認。
- ・雨天に伴う多少の濁りは、PACの増量により対応。
- ・濁りがひどくなったり、土砂や木の枝、葉が流れる状況となった場合、これらが導水管に流れ込んで閉塞する危険性があるため取水を停止。
- ・運転管理委託受託者は、この間浄水場に待機して取水、薬品の調整を行い、雨後も濁りが続いている場合は、状況を確認しつつ停止を継続する必要がある。
- ・令和2年度の降雨に伴う運転管理委託受託者の緊急出動回数は、年間を通して概ね140日程度であった。ただし、これに伴う断水はなかった。

(2) 水量

- ・河川水の減少（渇水）に伴い、取水量が少なくなった場合は富田林市から緊急受水を行っている。表1-5に受水実績を示す。
- ・税込み受水単価は富田林市が159円/m³で、企業団の水道用水（79.2円/m³）の約2倍の価格となっている。

表 1-5 緊急受水実績

年度	受水水量
平成26年度	784 m ³
平成27年度	131 m ³
平成28年度	45 m ³
平成29年度	2,402 m ³
平成30年度	230 m ³
令和元年度	8,003 m ³
令和2年度	0 m ³

2 必要な料金水準

2.1 料金改定の条件

水道事業会計の健全経営を維持するため、損益及び資金残高を勘案し、以下の条件により必要な料金水準を検討する。

【料金算定期間（改定間隔）】：原則 3～5 年

⇒料金の安定性、期間的負担の公平などを考慮し、概ね 3 年から 5 年を基準に設定

※公益社団法人日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」における基準期間（3～5 年間）

【収益的収支（単年度）】：黒字

⇒健全経営の維持

【料金回収率】：100%以上（改定後 3 年間維持）

⇒健全経営の維持

【資金残高】：給水収益（水道料金収入）の 3 か月分以上

⇒実際の使用から料金を収納するまでのタイムラグを考慮した際に最低限必要となる資金を想定

※総務省自治財政局公営企業課 財政計画に係る論点（資料編）

2.2 基本方針

前述の料金改定の条件を前提として、今回の検討に当たっての料金改定時期、料金算定期間は以下のとおりとする。

【料金改定時期】：令和 4 年度

- ・令和 4 年度に赤字
- ・令和 9 年度に資金不足

【料金算定期間】：5 年間（令和 4 年度～令和 8 年度）

- ・原則 3～5 年に対して、統合案（※）における算定期間（5 年間）

（※）大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議 統合案（平成 27 年 7 月）

2.3 収益的収支の試算条件

収益的収支の主な試算条件は以下のとおりとする。

表 2-1 収益的収入の試算条件

科目	試算条件
料金収入	・将来の有収水量予測値に基づいて、令和元年度の供給単価 193.1 円/m ³ を乗じた収入を見込む。料金改定を考慮する場合はこの供給単価に改定率を乗じる。
その他営業収益	・過去の実績に基づき一定額を見込む。 ・千早赤阪村一般会計繰入金は、消火栓維持管理費に係る繰入金を見込む。
営業外収益	・基本的に令和元年度実績と同額で一定額を見込む。 ・長期前受金戻入は、新規投資分は投資計画に基づいて算定した値、既存分は既計画値を見込む。 ・千早赤阪村一般会計繰入金は、旧簡易水道事業債に係る繰入金及び統合に伴う繰入金の計画額を見込む。
特別利益	・見込まない。

表 2-2 収益的支出の試算条件

科目	試算条件
人件費	・令和元年度実績と同額で一定額を見込む。
維持管理費	・基本的に令和元年度実績と同額で一定額を見込む。 ・動力費、薬品は、令和元年度実績を基礎として、年間配水量に比例した減少を見込む。また令和9年度からは岩井谷浄水場の廃止及び村内連絡管の運用を考慮する。 ・委託料は、令和9年度からは岩井谷浄水場の廃止を考慮する。
引当金	・令和元年度実績と同額で一定額を見込む。
支払利息	・内閣府の経済財政諮問会議における中長期の経済財政に関する試算及び地方公共団体金融機構の貸付利率（10年債、30年債の利率差）を参考に利率を設定する。 ・ $\text{名目長期金利} + \text{地方公共団体金融機構の貸付利率の利率差}$ （5年平均：0.4%）＝各年度の利率（次頁表 2-3） ・ただし、上式が令和2年度実績の0.5%を下回る場合は0.5%を採用
減価償却費	・新規投資分は投資計画に基づいて算定した値、既存分は既計画値を見込む。
受水費	・受水計画に基づき費用を見込む。
その他営業費用	・基本的に令和元年度実績と同額で一定額を見込む。 ・資産減耗費は見込まない。 ・予備費を1,000千円見込む。
特別損失	・見込まない。

表 2-3 各年度の設定利率

単位：%

R2	R3	R4	R5	R6	R7
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
R8	R9	R10	R11	R12	R13
1.0	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9

2.4 資本的収支の試算条件

資本的収支の主な試算条件は以下のとおりとする。

表 2-4 資本的収入の試算条件

科目	試算条件
企業債	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水収益の3か月分を確保可能な企業債充当率とする。 (令和4年度から令和8年度までは令和8年度末での確保、令和9年度からは2か年毎での確保を考慮した充当率) ・ 償還期間は30年とする。
府補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合計画に伴う補助金計画を見込む。
工事負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見込まない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千早赤阪村一般会計繰入金は、旧簡易水道事業債に係る繰入金及び統合に伴う繰入金の計画額を見込む。

表 2-5 資本的支出の試算条件

科目	試算条件
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資計画の費用を見込む。 ・ 資本勘定職員を過去の実績に基づき1名見込む。
企業債償還金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規投資分は投資計画に基づいて算定した値、既存分は既計画値を見込む。

2.5 財政シミュレーション

2.5.1 シミュレーションケースの設定

料金改定の条件を満足する料金水準を検討するため、以下のケースにより財政シミュレーションを行う。

なお、財政シミュレーションに当たっては以下を考慮する。

- ・統合案策定時において、使用者の急激な負担増加とならないよう、令和4年度及び令和9年度の改定率については平準化しており、この考え方を踏まえ、今回の料金算定期間に加え、次回の料金算定期間（令和9年度～令和13年度）も考慮する。
- ・令和9年度以降は統合に伴う繰入金が無くなるため、大幅な赤字が想定されるが、令和8年度までの利益積立金により補てんする。

表 2-6 シミュレーションケース

ケース	今回の料金算定期間 (R4 - R8)
	R4 料金改定率
①	16%
②	17%
③	18%
④	19%
⑤	20%
⑥	21%
⑦	22%
⑧	23%
⑨	24%
⑩	25%
⑪	26%
⑫	27%
⑬	28%
⑭	29%
⑮	30%

2.5.2 シミュレーション結果

(1) 収益的収支

収益的収支の結果を以下に示す。

【令和4年度から令和8年度（今回料金算定期間）】

全てのケースで令和5年度又は令和6年度を除いて単年度黒字の確保が可能である。

ケース①では料金算定期間の収支は赤字（約3百万円）となるため、料金改定率は17%以上（ケース②からケース⑮）が必要である。

【令和9年度から令和13年度（次回料金算定期間）】

全てのケースで赤字となるが、期間中の赤字は令和8年度までの利益積立金で補てんする。利益積立金での補てんを前提とした、次回料金算定期間における令和9年度の改定率は表2-7のとおりである。

収益的収支条件を考慮した必要料金水準：17%以上

表 2-7 収益的収支の見通し

単位：百万円

ケース	R4改定率	R4	R5	R6	R7	R8	R4-R8合計	R8利益積立金①	R9改定率	R9	R10	R11	R12	R13	R9-R13合計②	赤字補てん①+②
ケース①	16%	10	-13	-24	8	16	-3	68	49%	-5	-9	-13	-17	-20	-64	4
ケース②	17%	11	-12	-23	8	17	1	73	46%	-7	-11	-15	-18	-22	-73	0
ケース③	18%	11	-11	-22	9	18	5	77	44%	-7	-12	-15	-19	-22	-75	2
ケース④	19%	12	-10	-21	10	19	10	82	42%	-8	-12	-16	-20	-23	-79	3
ケース⑤	20%	13	-9	-21	11	20	14	86	40%	-9	-13	-17	-21	-24	-84	2
ケース⑥	21%	14	-8	-20	12	21	19	91	38%	-10	-14	-18	-21	-25	-88	3
ケース⑦	22%	15	-7	-19	13	21	23	95	36%	-11	-15	-18	-22	-25	-91	4
ケース⑧	23%	16	-6	-18	14	22	28	100	34%	-12	-16	-19	-23	-26	-96	4
ケース⑨	24%	17	-5	-17	15	23	33	105	32%	-13	-17	-20	-24	-27	-101	4
ケース⑩	25%	18	-4	-16	16	24	38	109	30%	-14	-18	-21	-25	-28	-106	3
ケース⑪	26%	19	-3	-15	16	25	42	114	28%	-15	-19	-22	-26	-29	-111	3
ケース⑫	27%	20	-2	-14	17	26	47	118	26%	-16	-20	-23	-27	-30	-116	2
ケース⑬	28%	21	-1	-13	18	27	52	123	24%	-17	-21	-24	-28	-31	-121	2
ケース⑭	29%	22	0	-12	19	27	56	127	22%	-18	-22	-25	-29	-32	-126	1
ケース⑮	30%	23	1	-11	20	28	61	132	20%	-19	-23	-26	-30	-33	-131	1

(2) 料金回収率

料金回収率の結果を以下に示す。

【令和4年度から令和8年度（今回料金算定期間）】

全てのケースで改定後3年間の100%の維持が困難であるが、統合に伴う繰入金額を考慮すると100%を概ね確保できる。

【令和9年度から令和13年度（次回料金算定期間）】

全てのケースで改定後3年間の100%の維持が困難である。なお、令和4年度の料金改定率が比較的小さい場合は令和9年度の料金改定率は大きくなり、料金回収率は令和4年度の料金改定率が小さいケースほど、令和13年度では100%に近づく。ただし、令和4年度から令和13年度の料金回収率の平均は全てのケースで差はない。

料金回収率条件を考慮した必要料金水準：可能な限り大きい改定率
(令和4年度から令和8年度)

表 2-8 料金回収率の見通し

ケース	R4改定率	R4	R5	R6	R7	R8	R9改定率	R9	R10	R11	R12	R13	R4-R13平均
ケース①	16%	100.7%	83.6%	76.3%	99.0%	108.3%	49%	91.6%	89.0%	86.6%	84.2%	82.2%	90.2%
ケース②	17%	101.6%	84.4%	77.0%	99.9%	109.3%	46%	90.5%	87.9%	85.6%	83.3%	81.2%	90.1%
ケース③	18%	102.5%	85.1%	77.6%	100.7%	110.2%	44%	90.0%	87.5%	85.2%	82.8%	80.8%	90.2%
ケース④	19%	103.3%	85.8%	78.3%	101.6%	111.1%	42%	89.5%	87.0%	84.7%	82.4%	80.3%	90.4%
ケース⑤	20%	104.2%	86.5%	79.0%	102.4%	112.1%	40%	89.0%	86.5%	84.2%	81.9%	79.9%	90.6%
ケース⑥	21%	105.1%	87.2%	79.6%	103.3%	113.0%	38%	88.5%	86.0%	83.7%	81.4%	79.4%	90.7%
ケース⑦	22%	105.9%	88.0%	80.3%	104.1%	113.9%	36%	87.9%	85.4%	83.2%	80.9%	78.9%	90.9%
ケース⑧	23%	106.8%	88.7%	80.9%	105.0%	114.9%	34%	87.3%	84.9%	82.6%	80.3%	78.4%	91.0%
ケース⑨	24%	107.7%	89.4%	81.6%	105.9%	115.8%	32%	86.7%	84.3%	82.1%	79.8%	77.8%	91.1%
ケース⑩	25%	108.5%	90.1%	82.2%	106.7%	116.7%	30%	86.1%	83.7%	81.5%	79.2%	77.3%	91.2%
ケース⑪	26%	109.4%	90.9%	82.9%	107.6%	117.7%	28%	85.5%	83.1%	80.9%	78.6%	76.7%	91.3%
ケース⑫	27%	110.3%	91.6%	83.6%	108.4%	118.6%	26%	84.8%	82.4%	80.3%	78.0%	76.1%	91.4%
ケース⑬	28%	111.1%	92.3%	84.2%	109.3%	119.5%	24%	84.1%	81.7%	79.6%	77.4%	75.5%	91.5%
ケース⑭	29%	112.0%	93.0%	84.9%	110.1%	120.5%	22%	83.4%	81.0%	78.9%	76.7%	74.8%	91.5%
ケース⑮	30%	112.9%	93.7%	85.5%	111.0%	121.4%	20%	82.7%	80.3%	78.3%	76.1%	74.2%	91.6%

※料金回収率とは、「供給単価÷給水原価×100」で算出され、給水に係る費用のうち水道料金で回収する割合を示す指標である。なお、本検討では給水原価の算定において、統合に伴う繰入金額を考慮している。

(3) 資金残高

資金残高の結果を以下に示す。

全てのケースで給水収益の3か月分の確保が可能である。

資金残高条件を考慮した必要料金水準：16%～30%（全てのケース）

表 2-9 資金残高の見通し

資金残高単位：百万円、対給水収益月数単位：月

ケース		改定率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
ケース①	資金残高	16%	67	54	43	45	29	36	46	39	34	33
	対給水収益月数		7.2	6.0	4.9	5.2	3.4	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース②	資金残高	17%	67	54	43	45	29	36	46	39	33	32
	対給水収益月数		7.1	5.9	4.9	5.1	3.4	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース③	資金残高	18%	67	54	43	45	29	36	46	39	33	32
	対給水収益月数		7.1	5.9	4.8	5.1	3.4	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース④	資金残高	19%	67	54	43	45	29	36	45	39	33	32
	対給水収益月数		7.0	5.8	4.8	5.1	3.3	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース⑤	資金残高	20%	67	54	43	45	29	36	45	39	33	32
	対給水収益月数		6.9	5.8	4.7	5.0	3.3	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース⑥	資金残高	21%	67	54	43	45	29	35	44	38	32	32
	対給水収益月数		6.9	5.7	4.7	5.0	3.3	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0
ケース⑦	資金残高	22%	67	54	43	45	29	35	44	38	32	32
	対給水収益月数		6.8	5.7	4.7	4.9	3.3	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース⑧	資金残高	23%	67	54	43	45	29	35	44	38	32	32
	対給水収益月数		6.8	5.6	4.6	4.9	3.2	3.0	3.9	3.4	3.0	3.0
ケース⑨	資金残高	24%	67	54	43	45	29	35	43	37	32	31
	対給水収益月数		6.7	5.6	4.6	4.9	3.2	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0
ケース⑩	資金残高	25%	67	54	43	45	29	35	43	37	32	31
	対給水収益月数		6.7	5.5	4.5	4.8	3.2	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0
ケース⑪	資金残高	26%	67	54	43	45	29	34	42	36	31	30
	対給水収益月数		6.6	5.5	4.5	4.8	3.1	3.0	3.8	3.3	3.0	3.0
ケース⑫	資金残高	27%	67	54	43	45	29	34	42	36	31	30
	対給水収益月数		6.6	5.5	4.5	4.7	3.1	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0
ケース⑬	資金残高	28%	67	54	43	45	29	34	41	36	31	30
	対給水収益月数		6.5	5.4	4.4	4.7	3.1	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0
ケース⑭	資金残高	29%	67	54	43	45	29	34	41	35	30	29
	対給水収益月数		6.5	5.4	4.4	4.7	3.1	3.0	3.8	3.3	3.0	3.0
ケース⑮	資金残高	30%	67	54	43	45	29	33	40	34	30	29
	対給水収益月数		6.4	5.3	4.4	4.6	3.1	3.0	3.7	3.3	3.0	3.0

: 料金改定条件の対象となる月数

給水収益の3か月分の確保に必要な企業債充当率は以下のとおりである。

表 2-10 企業債充当率

ケース	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
ケース①	33%	33%	33%	33%	33%	75%	75%	45%	45%	52%
ケース②	33%	33%	33%	33%	33%	75%	75%	44%	44%	52%
ケース③	33%	33%	33%	33%	33%	75%	75%	44%	44%	52%
ケース④	33%	33%	33%	33%	33%	74%	74%	45%	45%	52%
ケース⑤	33%	33%	33%	33%	33%	74%	74%	45%	45%	52%
ケース⑥	33%	33%	33%	33%	33%	73%	73%	45%	45%	53%
ケース⑦	33%	33%	33%	33%	33%	73%	73%	45%	45%	53%
ケース⑧	33%	33%	33%	33%	33%	73%	73%	45%	45%	53%
ケース⑨	33%	33%	33%	33%	33%	72%	72%	46%	46%	51%
ケース⑩	33%	33%	33%	33%	33%	72%	72%	46%	46%	51%
ケース⑪	33%	33%	33%	33%	33%	71%	71%	46%	46%	52%
ケース⑫	33%	33%	33%	33%	33%	71%	71%	46%	46%	52%
ケース⑬	33%	33%	33%	33%	33%	70%	70%	47%	47%	52%
ケース⑭	33%	33%	33%	33%	33%	70%	70%	46%	46%	52%
ケース⑮	33%	33%	33%	33%	33%	69%	69%	47%	47%	52%

(4) 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率の結果を以下に示す。

【令和4年度から令和8年度（今回料金算定期間）】

料金改定率が高いほど企業債残高対給水収益比率が減少し、類似団体平均値に最も近い値とすることが可能である。

【令和9年度から令和13年度（次回料金算定期間）】

今回料金算定期間と同様に料金改定率が高いほど企業債残高対給水収益比率が減少し、類似団体平均値に最も近い値とすることが可能である。ただし、令和4年度から令和13年度の企業債残高対給水収益比率の平均は全てのケースで差はない。

企業債残高対給水収益比率を考慮した必要料金水準：可能な限り大きい改定率
(令和4年度から令和8年度)

表 2-11 企業債残高対給水収益比率の見通し

ケース	R4 改定率	R4	R5	R6	R7	R8	R9 改定率	R9	R10	R11	R12	R13	R4-R13 平均
ケース①	16%	513%	532%	560%	566%	579%	49%	403%	420%	423%	429%	434%	509.3%
ケース②	17%	508%	528%	555%	561%	574%	46%	408%	425%	428%	433%	439%	509.2%
ケース③	18%	504%	523%	550%	557%	570%	44%	410%	427%	430%	436%	441%	508.3%
ケース④	19%	500%	519%	546%	552%	565%	42%	412%	428%	432%	438%	444%	507.4%
ケース⑤	20%	496%	514%	541%	547%	560%	40%	414%	431%	435%	441%	446%	506.6%
ケース⑥	21%	491%	510%	537%	543%	555%	38%	416%	433%	437%	443%	449%	505.8%
ケース⑦	22%	487%	506%	532%	538%	551%	36%	419%	436%	440%	446%	451%	505.2%
ケース⑧	23%	483%	502%	528%	534%	546%	34%	422%	439%	442%	449%	454%	504.7%
ケース⑨	24%	480%	498%	524%	530%	542%	32%	424%	441%	445%	452%	457%	504.0%
ケース⑩	25%	476%	494%	519%	526%	538%	30%	428%	444%	448%	455%	460%	503.7%
ケース⑪	26%	472%	490%	515%	521%	533%	28%	430%	447%	451%	458%	463%	503.2%
ケース⑫	27%	468%	486%	511%	517%	529%	26%	434%	450%	455%	461%	467%	503.0%
ケース⑬	28%	465%	482%	507%	513%	525%	24%	437%	453%	458%	465%	471%	502.8%
ケース⑭	29%	461%	479%	503%	509%	521%	22%	441%	457%	461%	468%	474%	502.7%
ケース⑮	30%	457%	475%	499%	505%	517%	20%	444%	460%	465%	472%	478%	502.6%

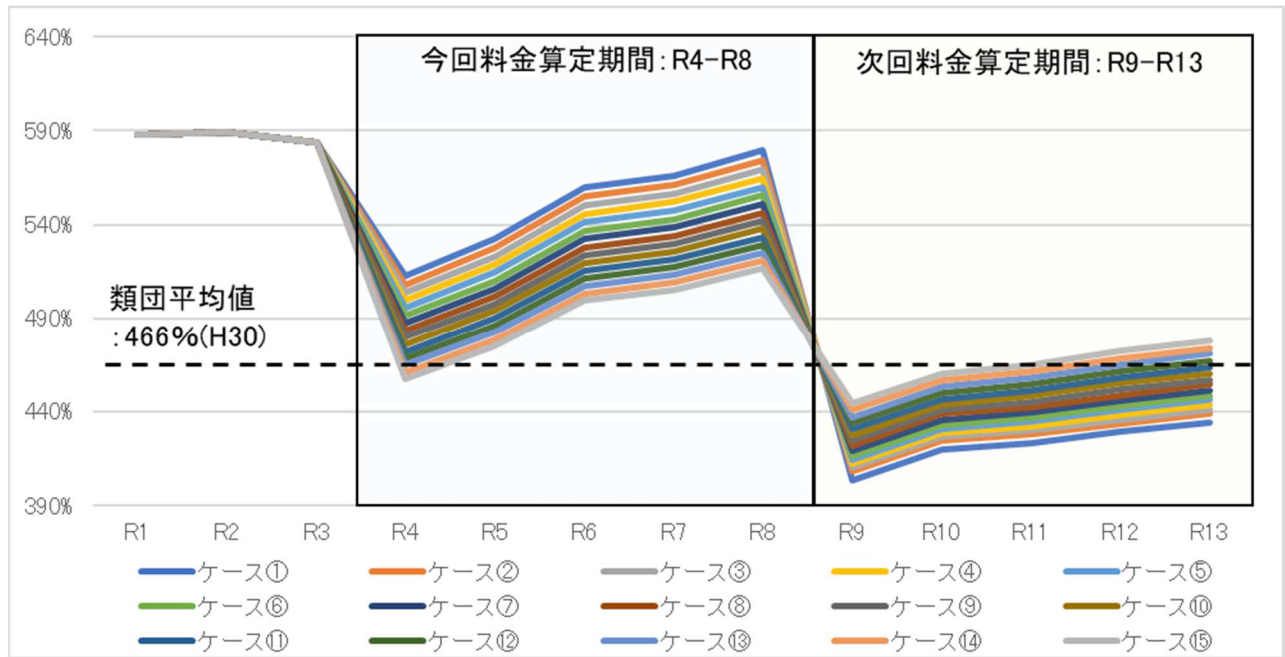


図 2-1 企業債残高対給水収益比率の見通し

なお、企業債残高の見通しを以下に示す。企業債残高は令和 2 年度に比較し減少するが、令和 4 年度から令和 13 年度において、同等の規模で推移する。

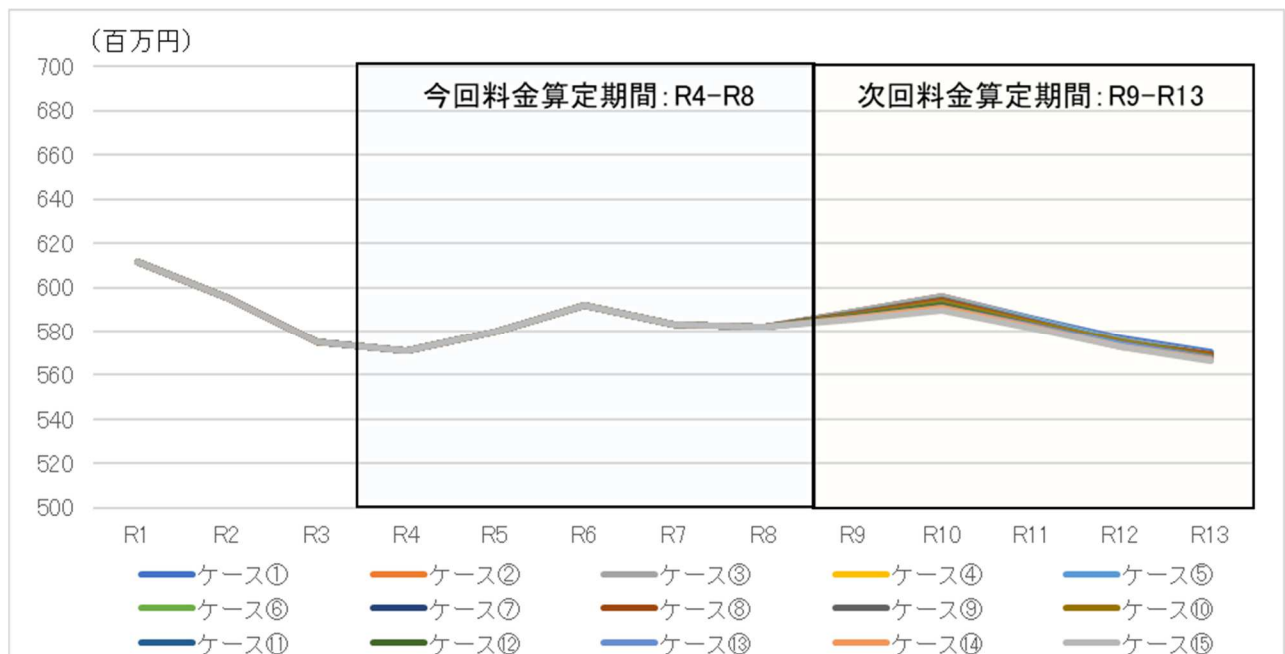


図 2-2 企業債残高の見通し

(5) まとめ

各ケースの料金算定条件に対する評価を表 2-13 に、以下に結果の概要を示す。

- ・収益的収支の条件において、改定率 16%では今回の料金算定期間中の黒字の確保が困難であるため、最低 17%以上の改定が必要である。
- ・次回の料金算定期間を考慮すると、令和 4 年度の改定率が大きいほど、今回の料金算定期間における利益積立金が多くなり、令和 9 年度の改定率を小さくできる。
- ・料金回収率は、統合に伴う繰入金を考慮すると 100%を概ね確保できる。
- ・企業債残高対給水収益比率を類似団体平均値（466%）に近づけるためには、令和 4 年度の料金改定率を大きくする必要がある。

令和 8 年度までの統合に伴う繰入金を活用したうえで、今回の料金改定で必要となる料金改定率は最低 17%であるが、この場合、料金算定期間内の利益積立金が少ないため、令和 9 年度では 46%もの改定が必要となる。統合案策定時において、使用者の急激な負担増加とならないよう、令和 4 年度及び令和 9 年度の改定率については平準化しており、この考え方を踏まえ、今回の改定率はケース⑪からケース⑬までの 3 ケースが妥当と考える。このうち、統合案及び経営戦略における改定率に鑑み、今回の改定率を 27%とした場合でも、令和 9 年度には 26%の料金改定率が必要となり、統合案及び経営戦略における 23%の想定を上回ることになる。ケースごとに令和 9 年度の料金改定率を 23%とするために必要となる費用節減額を表 2-12 に示す。今後の経営改善の取組みにより、令和 9 年度の料金改定率の抑制に努める。

表 2-12 令和 9 年度改定率を 23%にした場合の必要な費用節減額

ケース	R4改定率	R9改定率 (今回検討)	R9改定率 (統合案及び 経営戦略)	R9-R13 必要な費用節減額 (千円)
ケース⑪	26%	28%	23%	21,695
ケース⑫	27%	26%	23%	12,196
ケース⑬	28%	24%	23%	2,686

【今後の経営改善の取組み】

- ・近隣水道センターを含めた運営体制の見直しによる費用節減
- ・管路整備DB方式の発注による効率的な事業執行
- ・共同発注による費用節減

表 2-13 料金改定を想定した場合の料金改定条件の評価

ケース	今回の料金算定期間 (R4-R8)					R9 改定率
	R4 改定率	収益的 収支	料金 回収率	資金 残高	企業債残高対 給水収益比率 (参考R8値)	
ケース①	16%	×	△	○	579%	49%
ケース②	17%	△	△	○	574%	46%
ケース③	18%	△	△	○	570%	44%
ケース④	19%	△	△	○	565%	42%
ケース⑤	20%	△	△	○	560%	40%
ケース⑥	21%	△	△	○	555%	38%
ケース⑦	22%	△	△	○	551%	36%
ケース⑧	23%	△	△	○	546%	34%
ケース⑨	24%	△	△	○	542%	32%
ケース⑩	25%	△	△	○	538%	30%
ケース⑪	26%	△	△	○	533%	28%
ケース⑫	27%	△	△	○	529%	26%
ケース⑬	28%	△	△	○	525%	24%
ケース⑭	29%	△	△	○	521%	22%
ケース⑮	30%	△	△	○	517%	20%

表 2-14 ケース⑪の収支表（改定率 令和4年度：26%、令和9年度：28%）

●収益的収支(税抜き) 単位:千円

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
業務量	年間有収水量(千m ³)	523	510	497	486	472	460	449	438	426	415	403	393
収入の部	給水収益(料金収入)	101,070	98,533	121,046	118,260	114,829	111,898	109,145	136,328	132,546	129,249	125,384	122,536
	その他営業収益	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171
	長期前受金戻入	22,633	22,939	23,139	24,419	26,593	28,760	29,625	30,223	30,160	30,157	30,142	29,839
	営業外収益	71,624	76,262	32,660	13,711	6,960	43,694	54,514	1,302	1,260	1,218	1,175	1,131
	計 ①	203,498	205,905	185,016	164,561	156,553	192,523	201,455	176,024	172,137	168,795	164,872	161,677
支出の部	人件費	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938
	維持管理費	32,612	32,459	32,307	32,176	32,008	31,872	31,742	20,829	20,714	20,617	20,509	20,427
	引当金	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149
	支払利息	7,055	6,437	5,779	5,213	4,773	4,432	4,137	4,080	4,316	4,678	4,819	4,956
	減価償却費	65,293	64,106	63,513	66,529	71,474	76,851	78,138	80,190	81,309	82,253	83,014	83,925
	受水費	15,665	15,192	14,745	14,337	13,851	13,431	13,037	36,102	34,900	33,875	32,719	31,807
	その他費	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435
	計 ②	170,147	167,716	165,866	167,777	171,628	176,108	176,576	190,723	190,761	190,945	190,583	190,637
損益	①-②	33,351	38,189	19,150	▲ 3,216	▲ 15,075	16,415	24,879	▲ 14,699	▲ 18,624	▲ 22,150	▲ 25,711	▲ 28,960
	供給単価(円/m ³)	193.1	193.1	243.3	243.3	243.3	243.3	243.3	311.4	311.4	311.4	311.4	311.4
	給水原価(円/m ³)	279.9	281.8	284.9	292.9	305.2	318.2	325.4	364.4	375.0	385.0	396.0	406.1
利益積立金	33,351	71,540	90,690	87,474	72,399	88,814	113,693	98,994	80,370	58,220	32,509	3,549	

●資本的収支(税込み)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収入の部	企業債	13,000	15,000	35,800	47,700	51,900	28,700	34,200	37,800	37,800	24,500	24,500	27,700
	他会計出資補助金	19,684	17,592	62,794	81,743	88,494	51,182	40,362	5,573	5,615	5,658	5,701	5,744
	国庫(府)補助金	18,047	13,368	56,914	75,799	82,485	45,691	34,830	0	0	0	0	0
	計 ①	50,731	45,960	155,508	205,242	222,879	125,573	109,392	43,373	43,415	30,158	30,201	33,444
支出の部	事業費	68,897	48,048	174,765	229,721	249,175	142,107	147,849	62,440	62,440	62,440	62,440	62,440
	企業債償還金	29,216	35,396	39,797	39,501	39,626	37,017	35,442	33,219	32,664	33,520	33,513	33,904
	計 ②	98,113	83,444	214,562	269,222	288,801	179,124	183,291	95,659	95,104	95,960	95,953	96,344
不足額	▲ 47,382	▲ 37,484	▲ 59,054	▲ 63,980	▲ 65,922	▲ 53,551	▲ 73,899	▲ 52,286	▲ 51,689	▲ 65,802	▲ 65,752	▲ 62,900	

●資金収支及び企業債残高

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
資金収支	消費税資本的収支調整額	2,151	1,106	4,708	6,271	6,824	3,780	6,277	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845
	損益勘定留保資金①	42,660	41,167	40,374	42,110	44,881	48,091	48,513	49,967	51,149	52,096	52,872	54,086
	資本的収支不足額②	▲ 47,382	▲ 37,484	▲ 59,054	▲ 63,980	▲ 65,922	▲ 53,551	▲ 73,899	▲ 52,286	▲ 51,689	▲ 65,802	▲ 65,752	▲ 62,900
	引当金③	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149
	差し引き①+②+③	578	7,938	▲ 10,823	▲ 12,450	▲ 11,068	1,469	▲ 15,960	5,675	7,454	▲ 5,712	▲ 4,886	▲ 820
	資金残高	69,517	77,455	66,632	54,182	43,114	44,583	28,623	34,298	41,752	36,040	31,154	30,334
	資金残高(利益積立金考慮)	102,868	148,995	157,322	141,656	115,513	133,397	142,316	133,292	122,122	94,260	63,663	33,883
企業債残高	595,649	575,253	571,256	579,455	591,729	583,412	582,170	586,751	591,887	582,867	573,854	567,650	
資金残高÷給水収益×12(ヶ月)	8.3	9.4	6.6	5.5	4.5	4.8	3.1	3.0	3.8	3.3	3.0	3.0	
企業債残高対給水収益比率	589%	584%	472%	490%	515%	521%	533%	430%	447%	451%	458%	463%	

■ : 今回の料金算定期間

■ : 次の料金算定期間

表 2-15 ケース⑫の収支表（改定率 令和4年度：27%、令和9年度：26%）

●収益的収支(税抜き) 単位:千円

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
業務量	年間有収水量(千m ³)	523	510	497	486	472	460	449	438	426	415	403	393
収入の部	給水収益(料金収入)	101,070	98,533	122,006	119,198	115,740	112,786	110,011	135,260	131,507	128,237	124,402	121,576
	その他営業収益	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171
	長期前受金戻入	22,633	22,939	23,139	24,419	26,593	28,760	29,625	30,223	30,160	30,157	30,142	29,839
	営業外収益	71,624	76,262	32,660	13,711	6,960	43,694	54,514	1,302	1,260	1,218	1,175	1,131
	計 ①	203,498	205,905	185,976	165,499	157,464	193,411	202,321	174,956	171,098	167,783	163,890	160,717
支出の部	人件費	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938
	維持管理費	32,612	32,459	32,307	32,176	32,008	31,872	31,742	20,829	20,714	20,617	20,509	20,427
	引当金	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149
	支払利息	7,055	6,437	5,779	5,213	4,773	4,432	4,137	4,080	4,316	4,678	4,819	4,956
	減価償却費	65,293	64,106	63,513	66,529	71,474	76,851	78,138	80,190	81,309	82,253	83,014	83,925
	受水費	15,665	15,192	14,745	14,337	13,851	13,431	13,037	36,102	34,900	33,875	32,719	31,807
	その他費	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435
	計 ②	170,147	167,716	165,866	167,777	171,628	176,108	176,576	190,723	190,761	190,945	190,583	190,637
損益	①-②	33,351	38,189	20,110	▲ 2,278	▲ 14,164	17,303	25,745	▲ 15,767	▲ 19,663	▲ 23,162	▲ 26,693	▲ 29,920
	供給単価(円/m ³)	193.1	193.1	245.2	245.2	245.2	245.2	245.2	309.0	309.0	309.0	309.0	309.0
	給水原価(円/m ³)	279.9	281.8	284.9	292.9	305.2	318.2	325.4	364.4	375.0	385.0	396.0	406.1
利益積立金	33,351	71,540	91,650	89,372	75,208	92,511	118,256	102,489	82,826	59,664	32,971	3,051	

●資本的収支(税込み)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収入の部	企業債	13,000	15,000	35,800	47,700	51,900	28,700	34,200	37,800	37,800	24,500	24,500	27,700
	他会計出資補助金	19,684	17,592	62,794	81,743	88,494	51,182	40,362	5,573	5,615	5,658	5,701	5,744
	国庫(府)補助金	18,047	13,368	56,914	75,799	82,485	45,691	34,830	0	0	0	0	0
	計 ①	50,731	45,960	155,508	205,242	222,879	125,573	109,392	43,373	43,415	30,158	30,201	33,444
支出の部	事業費	68,897	48,048	174,765	229,721	249,175	142,107	147,849	62,440	62,440	62,440	62,440	62,440
	企業債償還金	29,216	35,396	39,797	39,501	39,626	37,017	35,442	33,219	32,664	33,520	33,513	33,904
	計 ②	98,113	83,444	214,562	269,222	288,801	179,124	183,291	95,659	95,104	95,960	95,953	96,344
不足額	▲ 47,382	▲ 37,484	▲ 59,054	▲ 63,980	▲ 65,922	▲ 53,551	▲ 73,899	▲ 52,286	▲ 51,689	▲ 65,802	▲ 65,752	▲ 62,900	

●資金収支及び企業債残高

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
資金収支	消費税資本的収支調整額	2,151	1,106	4,708	6,271	6,824	3,780	6,277	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845
	損益勘定留保資金①	42,660	41,167	40,374	42,110	44,881	48,091	48,513	49,967	51,149	52,096	52,872	54,086
	資本的収支不足額②	▲ 47,382	▲ 37,484	▲ 59,054	▲ 63,980	▲ 65,922	▲ 53,551	▲ 73,899	▲ 52,286	▲ 51,689	▲ 65,802	▲ 65,752	▲ 62,900
	引当金③	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149
	差し引き①+②+③	578	7,938	▲ 10,823	▲ 12,450	▲ 11,068	1,469	▲ 15,960	5,675	7,454	▲ 5,712	▲ 4,886	▲ 820
	資金残高	69,517	77,455	66,632	54,182	43,114	44,583	28,623	34,298	41,752	36,040	31,154	30,334
	資金残高(利益積立金考慮)	102,868	148,995	158,282	143,554	118,322	137,094	146,879	136,787	124,578	95,704	64,125	33,385
企業債残高	595,649	575,253	571,256	579,455	591,729	583,412	582,170	586,751	591,887	582,867	573,854	567,650	
資金残高÷給水収益×12(ヶ月)	8.3	9.4	6.6	5.5	4.5	4.7	3.1	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0	
企業債残高対給水収益比率	589%	584%	468%	486%	511%	517%	529%	434%	450%	455%	461%	467%	

■ : 今回の料金算定期間

■ : 次の料金算定期間

表 2-16 ケース⑬の収支表（改定率 令和4年度：28%、令和9年度：24%）

●収益的収支(税抜き) 単位:千円

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
業務量	年間有収水量(千m ³)	523	510	497	486	472	460	449	438	426	415	403	393
収入の部	給水収益(料金収入)	101,070	98,533	122,966	120,136	116,651	113,673	110,877	134,162	130,439	127,195	123,391	120,588
	その他営業収益	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171	8,171
	長期前受金戻入	22,633	22,939	23,139	24,419	26,593	28,760	29,625	30,223	30,160	30,157	30,142	29,839
	営業外収益	71,624	76,262	32,660	13,711	6,960	43,694	54,514	1,302	1,260	1,218	1,175	1,131
	計 ①	203,498	205,905	186,936	166,437	158,375	194,298	203,187	173,858	170,030	166,741	162,879	159,729
支出の部	人件費	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938	33,938
	維持管理費	32,612	32,459	32,307	32,176	32,008	31,872	31,742	20,829	20,714	20,617	20,509	20,427
	引当金	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149
	支払利息	7,055	6,437	5,779	5,213	4,773	4,432	4,137	4,080	4,307	4,660	4,812	4,959
	減価償却費	65,293	64,106	63,513	66,529	71,474	76,851	78,138	80,190	81,309	82,253	83,014	83,925
	受水費	15,665	15,192	14,745	14,337	13,851	13,431	13,037	36,102	34,900	33,875	32,719	31,807
	その他費	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435	12,435
	計 ②	170,147	167,716	165,866	167,777	171,628	176,108	176,576	190,723	190,752	190,927	190,576	190,640
損益	①-②	33,351	38,189	21,070	▲ 1,340	▲ 13,253	18,190	26,611	▲ 16,865	▲ 20,722	▲ 24,186	▲ 27,697	▲ 30,911
	供給単価(円/m ³)	193.1	193.1	247.2	247.2	247.2	247.2	247.2	306.5	306.5	306.5	306.5	306.5
	給水原価(円/m ³)	279.9	281.8	284.9	292.9	305.2	318.2	325.4	364.4	375.0	385.0	396.0	406.2
利益積立金	33,351	71,540	92,610	91,270	78,017	96,207	122,818	105,953	85,231	61,045	33,348	2,437	

●資本的収支(税込み)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収入の部	企業債	13,000	15,000	35,800	47,700	51,900	28,700	34,200	37,300	37,300	25,000	25,000	27,700
	他会計出資補助金	19,684	17,592	62,794	81,743	88,494	51,182	40,362	5,573	5,615	5,658	5,701	5,744
	国庫(府)補助金	18,047	13,368	56,914	75,799	82,485	45,691	34,830	0	0	0	0	0
	計 ①	50,731	45,960	155,508	205,242	222,879	125,573	109,392	42,873	42,915	30,658	30,701	33,444
支出の部	事業費	68,897	48,048	174,765	229,721	249,175	142,107	147,849	62,440	62,440	62,440	62,440	62,440
	企業債償還金	29,216	35,396	39,797	39,501	39,626	37,017	35,442	33,219	32,651	33,494	33,498	33,901
	計 ②	98,113	83,444	214,562	269,222	288,801	179,124	183,291	95,659	95,091	95,934	95,938	96,341
不足額	▲ 47,382	▲ 37,484	▲ 59,054	▲ 63,980	▲ 65,922	▲ 53,551	▲ 73,899	▲ 52,786	▲ 52,176	▲ 65,276	▲ 65,237	▲ 62,897	

●資金収支及び企業債残高

		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
資金収支	消費税資本的収支調整額	2,151	1,106	4,708	6,271	6,824	3,780	6,277	4,845	4,845	4,845	4,845	4,845
	損益勘定留保資金①	42,660	41,167	40,374	42,110	44,881	48,091	48,513	49,967	51,149	52,096	52,872	54,086
	資本的収支不足額②	▲ 47,382	▲ 37,484	▲ 59,054	▲ 63,980	▲ 65,922	▲ 53,551	▲ 73,899	▲ 52,786	▲ 52,176	▲ 65,276	▲ 65,237	▲ 62,897
	引当金③	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149	3,149
	差し引き①+②+③	578	7,938	▲ 10,823	▲ 12,450	▲ 11,068	1,469	▲ 15,960	5,175	6,967	▲ 5,186	▲ 4,371	▲ 817
	資金残高	69,517	77,455	66,632	54,182	43,114	44,583	28,623	33,798	40,765	35,579	31,208	30,391
	資金残高(利益積立金考慮)	102,868	148,995	159,242	145,452	121,131	140,790	151,441	139,751	125,996	96,624	64,556	32,828
企業債残高	595,649	575,253	571,256	579,455	591,729	583,412	582,170	586,251	590,900	582,406	573,908	567,707	
資金残高÷給水収益×12(ヶ月)	8.3	9.4	6.5	5.4	4.4	4.7	3.1	3.0	3.8	3.4	3.0	3.0	
企業債残高対給水収益比率	589%	584%	465%	482%	507%	513%	525%	437%	453%	458%	465%	471%	

■ : 今回の料金算定期間

■ : 次の料金算定期間